

## 景観価値の保全と計画

### Concept of Conservation and Planning of Landscape Values

小浦 久子 (大阪大学大学院工学研究科) KOURA, Hisako  
(Graduate School of Engineering, Osaka University)

#### 1. はじめに

文化的景観は、人々の営みとその地域の風土との相互作用から形成されるものであるとするならば、その保全には、生活や生業が時代とともに移り変わるなかで、現在の変化とともに将来の変動にも応じつつ、営みと地域環境の関係を継承しつつ展開させていくことが求められる。このように考えると、文化的景観の保全とは、ただ重要な構成要素（資産）の保存ということが目的となるのではなく、この営みと地域環境の関係性に保全すべき本質的な価値（オーセンティシティ）を見いだすところから始まる<sup>1)</sup>。

人々は、それぞれの時代の技術を用い生活の必要に応じて、地域の風土との折り合い方を進化させてきた。ある意味で、人々の営みがあるところの景観は全て文化的景観となりうるものといえる（図1）。そうした地域の人々にとっては見慣れた風景のなかで、その営みと地域の風土との関係性に特別な価値や独特の折り合い方の知恵を見いだすときに、その地域の風景が「文化的景観」と位置づけられる。

現在の制度は、景観計画の区域内にある文化的景観のなかで、特に重要なものを重要文化的景観として申出し、選定後は文化財保護法が求める保存整備計画にもとづき保全することが求められる。申出にあたっては、景観計画における文化的景観の位置づけが要件となっている。これまで文化財は、地域の計画制度とは全く関係の



図1. 棚田が広がるふつうの農村風景（岩国）

ないところにあったことから、連携にとまどいが見られる。しかし、地域の人々の営みが持続的に展開することが文化的景観の保全にとって重要な論点であり、それはまさに地域づくりである。景観計画における景観まちづくりの取組につながる。

営みと地域環境との関係性の空間的現れが景観であることから、その文化的景観としての価値を景観計画に位置づけることは、景観計画の本来的な役割であろう。文化財保護法が保護の対象として「景観地」を指定することを求める制度に対して、景観計画では、その景観（地）の特性である〈景観〉を成り立たせている「営みと地域環境との関係性」を計画し、それにもとづく空間的現れのまとまりを提示する役割を担う。この「営みと地域環境の関係性」に保全すべき価値を見いだそうとする観点から、景観価値の保全と計画を考えてみたい。

#### 2. 保存から地域づくりへ

##### (1) 歴史的価値から地域環境特性の保全へ

日本では、戦前の都市計画制度に風致地区と美観地区があるように、景観においては、緑環境の保全と都市美の形成が計画課題であった。

戦後の高度成長期、市街地を拡大させる大規模な開発による地域環境の大きな変化に直面した1960年代に、町並み保存運動が始まった。景観の歴史性に価値を見いだしたのである。地域の歴史や伝統の保全に関心の高い地域では、金沢伝統環境保存条例（1968）のように条例による取組が始まり、歴史性に特別な価値を認める町並みの保存については、古都保存法（1966）や伝統的建造物群保存地区（1975）といった制度が創設された。

日本の多くの中心都市は近世城下町を起源としている。こうした都市は、都市として生き続けているためには近代化が求める変化を受けとめていく必要がある。古代からの歴史をもつ京都も例外ではない。京都市は、歴史的町並み保存への関心が高まるなかで、京都市市街地景観条例（1972）をつくっている。常に先端都市であった京都にあつては、ただ歴史を保存するのではなく、新しい変化と歴史を重層的に進化させていくことにより、

未来の京都の町並みを構想することを選択している。この都市の進化と歴史性との共存は、現在にも続く歴史的都市景観の保全における難しい論点である。

戦前の都市美形成への関心は、1970～80年代にアーバンデザインへと展開する。それは、公共空間のデザインや開発地区のデザインアーキテクトが先導するアーバンデザインであり、地区の環境特性を活かすルールづくりであった。地域性の保全とともに、こうした新しい景観の創出への取組は、町並みにおける「美」の概念を多様化させた<sup>2)</sup>。その結果、景観価値は主観的であり、規制やルールづくりには適さないという考えがでてくる。開発における経済合理性を主張して景観は主観的課題とする考え方と地域環境の現れである景観には公共性があるという考え方が対立するようになる。

こうした対立が先鋭的に現れたのが多くの地域で発生したマンション問題であった。それに呼応するように各地で景観条例がつくられてきた。地域にとって景観とは何なのかが身近な問題となった。国立駅前の大学通りに開発されたマンションに対する景観訴訟では、住民が長く努力して維持してきた景観に対する景観利益を認めるものであった。最高裁（2006）では、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的な価値を有するものというべきである」としたが、景観権は認めていない<sup>3)</sup>。

このように景観価値は、特別な歴史性やデザインの評価にもとづくものから、身近な地域環境の評価へと展開した。歴史的様式やデザインといったフィジカルな特性の評価から、人の営みや生活文化の特性が地域固有の景観をつくると考えられるようになり、地域づくりと連動する。景観法は、身近な景観への関心の高まりをうけて制定された。

## （2）景観から地域づくり：景観計画の特性

景観法（2004）は、美しい国づくり大綱の前文<sup>4)</sup>において国交省がこれまでの公共事業による地域環境の改変やそのデザインの実態について大いに反省し、その反省にもとづいて制定されたものである。景観法では、新しい計画制度として「景観計画」と「景観地区」が創設された。

景観計画は、都市計画区域（都市地域）の内外を問わず、山（森林地域）から田園（農業地域）、水面（河川や海の水域）まで、一体的にその空間を計画することができる。都市地域は都市計画法、森林地域は森林法など、別々の法制度で管理されている地域全てを、同様に計画対象とする制度の創設は画期的であった。

また、これまでの多くの規制制度が最低基準型やメニュー方式で、自治体にとっては必ずしも地域ニーズに適合しないこともある制約のあるしくみであるのに対し、景観計画では、適用項目などの計画の枠組みは設定されているが、基準項目の構成や内容、その表現方法など、計画のつくり方の多くが自治体の裁量に委ねられている。このため、これまで行政区域の多くが農地や森林などで都市計画区域外であった自治体で、法定の計画制度や開発を調整する手段をもっていなかったところで、景観を手がかりに地域づくりや開発調整のルールを景観計画で考え始めたところが見られる<sup>5)</sup>。

実際に策定された景観計画において、都市計画区域外を含む計画が過半数を占める<sup>6)</sup>。その多くが建築物や工作物以外に、地域の景観に影響の大きい土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外での土石・廃棄物他物件の堆積を届出対象として付加している<sup>7)</sup>（表1）。景観計画を規制制度と考えるのではなく、届出制を活用して、地域の多様な変化を把握するしくみとして活用しているところもある。

また、景観形成基準のなかでも形態意匠基準は、地域景観の特徴を表現する手段として重要であるが、数値基準では表現しきれないところがある。これまでも「伝統的な材料の質感を継承する」とか「山の稜線と調和する」など定性的な表現が使われてきた。こうした定性的表現は法規制になじまないとされてきたが、景観法ではこの定性基準を法定できる。

日本の風土の多様性とそこでの人々の営みや暮らしの重層性が生み出す地域の固有性を認めるものとなっている。景観は、長く自治体が主体的に景観条例で取り組んできたところであり、景観法により、それぞれが独自の景観まちづくりに取り組むことが期待された。計画づくりにおいて、自治体の裁量は大きい、それだけに計画の内容とその使い方に工夫と努力が求められる。

表1. 都市計画区域外での届出の付加

	団体数	土地 形質変更	木竹 伐採	屋外 堆積
都計区域外	13	11 84.6%	10 76.9%	11 84.6%
都計外含む(非線引)	61	47 77.0%	26 42.6%	41 67.2%
都計外含(線引・混在)	72	46 63.9%	21 29.2%	33 45.8%
都計(全て用途)	14	4 28.6%	2 14.3%	5 35.7%
都計(調整区域含)	72	26 36.1%	20 27.8%	27 37.5%
都計(白地用途)	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
都計(非線引)	18	11 61.1%	6 33.3%	8 44.4%
計	251	146 58.2%	85 33.9%	125 49.8%

### 3. 文化的景観の計画的な位置づけ

#### (1) 良好な景観と文化的景観

景観法では、景観とは何かという定義をしていないが、「良好な景観」とは何かについて基本的考え方を示している（第2条）。まず、良好な景観は、①国民共通の資産であり、その整備は美しい国土の形成と豊かな生活環境の創造に不可欠と位置づけた。これは、景観の公共性を認めているといえる。

次に、良好な景観は、②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和によって形成されることから、これらが調和した土地利用を通じて整備するものと位置づけている。これは、まさに、文化的景観の考え方と共通する。良好な景観は地域性と人々の営みの相互作用のなかから現れてくるものであることを認識し、景観を単なる物的対象として、その形態を制御することが計画目的となるのではなく、景観への取組は地域づくりと連動するという認識がみられる。

そして、③地域の固有性を活かし特性を伸ばすよう、多様な形成を図るものとし、そのためには、④地域間交流の促進を担い、地域の活性化に資するよう、自治体・事業者・住民が一体的に取り組む必要を指摘している。そして、⑤良好な景観は、保全するだけでなく創造するものだとし、地域の変化を前提とした計画であることがわかる。

文化財保護法における「文化的景観」は、この景観法と同時に創設された。

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されている。この定義は、景観法の「良好な景観」の2つめの説明とほぼ重なる概念であり、文化的景観は景観法で示す良好な景観のなかで、特別な価値が見いだされる対象と考えることができる。

#### (2) 景観計画の特性と関係性の保全

景観計画は、地域の良好な景観の保全・創出をめざすものであり、その使い方は自治体に委ねられている。景観計画では、計画区域、景観形成の方針、景観形成基準を決めることが基本である。方針や基準を検討するためには、地域の市街化歴や営みの変化による土地利用の変遷が、現在の景観にどのように現れているのかを知り、これからの地域のあり方やどのような地域づくりを目指すのかを構想し、それを景観として語る必要がある。そのために、地域の歴史文化や自然環境、人々の営み、生活などについて考えることになる。計画策定のプロセス

は、地域の多様な景観の成り立ちや大事にしたいことを確認する機会となることから、地域づくりとして景観にとりくむところは多い。そのなかで、ふつうの見慣れた生活風景に特別な価値を見いだすことがある。

文化的景観はこうしたふつうの特別な風景のことであり、生業と生活の表現である。地域の暮らしが持続的でなければ、本来的には消えていく。人々の営みと地域環境との相互関係が現れる景観において、文化的景観となるような特別な価値とは何なのだろうか。

日本では、人の手の入っていない自然の風景はもうほとんどない。美しい里山や田園風景も、そこで生活を続けることによって維持される。高齢化と人口流出により人と山と田畑との関係が変わると風景は変質していく。都市も同じである。水系や地形を読み、安全で利便性の高いところに都市は形成された。地域条件が都市の位置を決める。それが開発技術の進展により場所性の影響は薄れ、地域と人の営みの関係が見えにくくなった。都市であれ、農山漁村であれ、どこでも同じ性能を保証することに価値をおいた近代技術の浸透により、地域の自然風土と人の営みの関係は意識されにくくなった。そのなかで文化的景観は、その関係が景観に色濃く表現されているところとみることができる。

景観は地域環境の視覚的認識に寄るところが大きい。時代とともに人の営みが量的・質的に変化を経てきた地域では、景観の特性はただちに現れる。例えば、集落の棚田も米作りの担い手が減れば、縮小されて斜面の高い位置の棚田から放棄され山にもどる。養殖技術が導入されれば、山と海の使い方が変化し、それが景観に現れる。歴史的都心は、近代化のなかで都心性の低下とともに業務集積が衰退し、開発ポテンシャルや土地利用の更新が偏在することもある。こうした変化は景観に現れる。

しかし、地域にとっては、今ある美しい棚田だけが集落の風景ではなく、かつての棚田も含めて山と棚田と集落と生活空間が一体となった広がりや、暮らしの場と認識されている。この暮らしの場のまとまりが一体の景観として認識される。都市であっても、歴史的建物が残っているから歴史的都心なのではなく、例えば城下町の広がりや町割が整備された町人地のまとまりなど、歴史的な脈において歴史的都心が認識される。こうした地域の成り立ちや人々に共有されている場所の認識にもとづくある特定の地域的まとまりがあり、そこでの営みと地形風土との関係に特別な価値があるところが文化的景観と考えることができる。

景観計画は、こうした景観の価値を伝えることはできるが、それを直接保全する手法ではない。建築物や工作

物、開発や樹木の伐採など、何らかの土地利用や空間利用の変化をとらえ、その行為について基準をつくる。基準をつくるには、地域の暮らしが時代とともに進化するなかで、どのような状況であることが保全なのか、価値の持続なのかを計画する必要がある。

文化的景観が文化財として定義され、一般的な文化財概念にもとづけば保護すべき景観構成要素を特定すればよいという発想になりがちである。しかしそれでは景観が保全されるとは限らない。特に全国の対象候補地がリストアップする調査作業<sup>8)</sup>が先行したこともあり、選定申出が目的化しがちである。その結果、景観計画との連携が求められながらも、価値づけと計画がうまく連動していない。

## 4. 重要文化的景観と景観計画

### (1) 制度上の関係

文化財保護法において保存の対象となるのは重要文化的景観に選定された景観地である。文化財保護法第百三十四条では、「文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」としている。

考え方を整理すると、景観計画区域内にある文化的景観のうち重要なところが重要文化的景観となる(図2)。重要文化的景観の申出にあたっては、文化的景観保存計画の策定と合わせて、対象地が景観計画区域内の文化的景観であることが示されている必要がある。「景観計画区域または景観地区内にある文化的景観」という規定をどのように考えるかにより、様々な景観計画が策定されている。

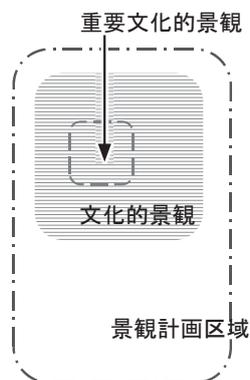


図2. 景観計画と文化的景観の関係



図3. 水郷風景のまとまり

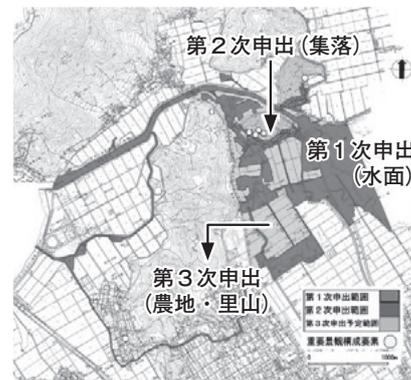


図4. 重要文化的景観の申出(近江八幡市資料より)

### (2) 事例にみる景観計画の文化的景観

初期に選定された重要文化的景観のうち、景観計画区域と選定対象地の関係が異なる近江八幡の水郷(近江八幡市)、城下町の伝統と文化(金沢市)、四万十川流域を事例として、文化的景観が景観計画にどのように位置づけられているのか、そのうち重要文化的景観は何を重要と考え選定されているのか等の計画の考え方について比較することとする。

#### 〈近江八幡の水郷〉

近江八幡市は、重要文化的景観の選定申出を目標に、文化的景観保存調査と景観計画を並行して作業した。市域を6タイプの風景ゾーンに区分し、段階的に景観計画を策定する方針を風景づくり条例で示している。その中の水郷風景ゾーンについて、文化的景観の取組と合わせて景観計画(水郷風景計画)の策定を先行させた。

この水郷風景計画において、計画区域全域を〈文化的景観〉とし、文化的景観保存調査に求められる「景観単位の区分」、「構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」の内容を景観計画に書いている。

計画区域内には4つの景観単位があり、そのうち内湖とのつながり、水路網とのつながり、ヨシ地と里山の裾に位置する集落など、特徴的な水郷風景のまとまり(図3)を示す白王・円山・北之荘岩崎地区の選定申出を進めた。景観計画では、水面(1級河川)を重要景観公共施設とし、集落景観に関わる建築や開発に関する考え方を景観形成基準で示している。

この水郷風景の選定は3次にわたる。1次では水路・水面のみが選定されている。2次選定は集落、最後に農地と里山が選定された(図4)。文化的景観とは何なのかを考えさせられた事例であった。人の営みと地域の自然風土との相互関係において価値づけられる文化的景観

において、重要文化的景観とは主要な構成要素のことなのだろうか。

世界遺産登録されていたドレスデンの文化的景観は、新たな架橋がその全体のまとまりを阻害するとして登録が取り消された。そのうえで歴史的都市の価値は文化遺産とすべきとした。人と風土の相互関係により形成される文化的景観では、そのまとまりの全体像の価値が問われる。しかし重要文化的景観の選定ではその構成要素に重点がおかれている。そうであるならば、地域の人々が認識する文化的景観のまとまりを位置づけ、その価値を発信するために景観計画があるのではないか。

#### 〈金沢の文化的景観：城下町の伝統と文化〉

金沢市は独自のスタイルで長く歴史的景観の保全にとりくんできた。城下町を構成する特定の界隈の町並み保存を目指すもので、文化的景観はその基本にある城下町を価値づけるものである。近世城下町エリアと卯辰山エリアを対象とし「城下町の伝統と文化」に価値を見込んでいる。景観計画では、近世期の道が構成する城下町のまとまりに対して文化的景観区域を指定し、その大部分には伝統環境保存区域が指定されている。

重要文化的景観の申出選定をうけたところは、惣構の内側の地域<sup>9)</sup>と用水および卯辰山の一部である(図5)。保存計画では、兼六公園や用水、特徴的な町家など多くの歴史的資源とともに2004年建てられた金沢21世紀美術案も重要な構成要素と位置づけられた。

重要文化的景観の選定地区は、歴史的な町家とともに近代建築や近年の高層化したビルが混在しており、建築様式を揃えるといった保存ではなく、都市構造や界限性の保全が目指されている。城下町の文化と生活の持続に

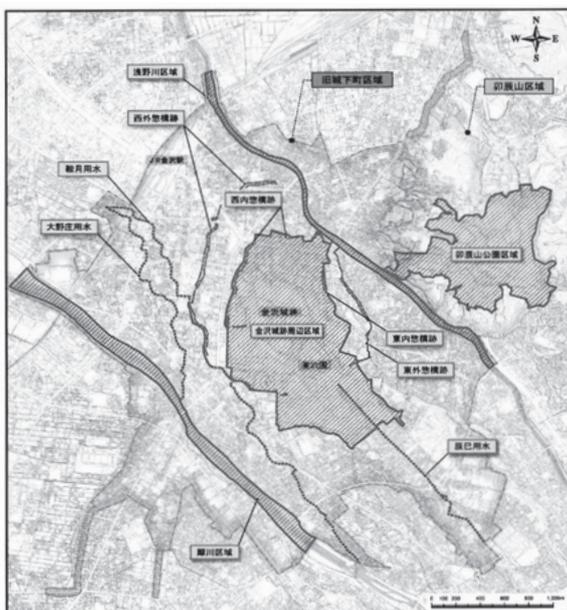


図5. 金沢市の文化的景観と重要文化的景観(金沢市資料より)

価値を見いだしていることから、重点文化的景観の選定は部分的であるが、文化的景観の保全や計画においては、常に城下町のまとまりを対象としている。

#### 〈四万十川流域の文化的景観〉

梶原町、津野町、中土佐町、四万十町、四万十市を流れる四万十川は、清流として知られ、高知県の四万十川条例により保全が図られてきた<sup>10)</sup>。県条例の対象地域は川から第一稜線までの範囲である。第一稜線までの河川空間が、環境や生態系、地域の暮らしなどの観点からまとまりのある河川空間として認識されてきたところであり、文化的景観のまとまりともいえる。

ところが重要文化的景観の申出選定にあたっては、各市町が個別に景観計画を策定し、重要文化的景観の申出範囲を決めている。このため、市町ごとに考え方が異なり、河川区域のみ、第1稜線まで、川に関連する周辺の集落や町場など広く含む範囲など、それぞれ異なる区域



図6. 上：第1稜線までの河川空間(四万十川条例)  
下：重要文化的景観選定範囲(四万十川財団HPより)

が重要文化的景観として申出選定された。文化的景観のまとまりについてもそれぞれに異なる（図6）。

河川空間の使い方や暮らしとの関連を考えると、第1稜線を越えた集落を含むまとまりを対象に文化的景観のエリアを広く設定することも妥当性はあるだろう。しかし四万十川流域の文化的景観という意味においては、流域環境の独自性、その四万十川と人々の営みとの関係、そうした営みの流域におけるつながり等、流域に共通する価値の考え方や保全の方針を共有することが必要ではないだろうか。そうした川と人の関わりが生み出す環境のまとまりが文化的景観のまとまりとなるのではないだろうか。

### （3）文化的景観のまとまりと重要文化的景観

3つの事例をまとめると、図7のようになる。近江八幡市は、市域の一部を区分して景観計画を策定し、その区域全域（水郷風景ゾーン）を文化的景観と位置づけ、その景観計画に示す文化的景観を構成する3つの風景単位のうちの1つについて、3次に分けて重要文化的景観の選定申出を行った。

金沢市では、市域全域が景観計画区域であり、そのなかで伝統環境保全区域を指定している城下町エリアと卯辰山エリアを文化的景観の対象と位置づけている。この城下町のまとまりが、文化的景観の価値（城下町の伝統と文化）の対象と認識されているが、重要文化的景観の選定はその一部にとどまる。

四万十川流域については、関連する市町がそれぞれ景観計画を策定し、その区域のなかから重要文化的景観を選定申出している。個別に計画することにより、四万十川と軸とした流域全体の文化的景観のまとまりの価値づけや河川流域が本来もっている環境の一体性が見えにくくなっている。

このように文化的景観のまとまりにおける重要文化的景観の意味が多様であり、重要文化的景観は文化的景観のまとまりの一部であることから、文化的景観のまとま

りとその価値を伝える計画としての役割を景観計画が担うことが考えられる。

## 5. 景観価値の進化的保全

### （1）文化的景観の計画課題

重要文化的景観の申出にあたっては、まず保存調査を行い、文化的景観の「本質的な価値の把握」を行うことが求められている。そのためには、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点から、保存調査で得られた内容について包括的に分析・総合化する作業が必要とされる。言い換えるならば、地域環境と人の営みの相互作用に内在する文化的景観を成り立たせている価値システムを見いだす作業である。

生業や生活における自然風土との折り合い方、それを集合的知恵や記憶として継承する社会システムや地域に固有の規範などが景観を成り立たせているとき、景観の持続は、ただ「かたち」を維持することではなく、こうした景観を成り立たせているものを継承し、進化させていくことが課題となる。それは、生活や産業の変化にともなう土地利用や建物の変化を、景観の成り立ちを手がかりとしてマネジメントしていくことでもある。

形態を規制するルールがあれば自動的に保全できるというものではないのが、文化的景観である。景観は地域の営みと連動する。文化的景観の保全は地域づくりなのである。そのとき、景観計画をつくることは、文化的景観の成り立ちを地域で共有する（確認する）プロセスであり、景観の成り立ちとその価値システムを内外に発信する（伝える）手法と考えることができる。

このように景観計画を考えると、景観計画において、文化的景観の「区域」を計画することは、文化的景観の価値を生み出す場所的まとまりの範囲を示すことである。それは、集落と農地や里山といった仕事の間、祭事など非日常の空間など、地域の暮らしの営みが行われる様々な場所のまとまりとその背景となる環境が一体となった範囲を確認することであり、また、都市の歴史や地域の産業・人の文化的営みなどにより形成されてきた独特の都市的場のまとまりを現在の空間において認識することである。

このとき「方針」は、文化的景観の成り立ちとその価値を伝えるための計画であり、地域づくりの方針でもある。そして、景観形成基準は、景観の成り立ち（空間の構成原理）を伝える役割をもち、望ましい変化のあり方を調整する指標となる。景観計画は、保存調査における「本質的な価値の把握」と連動する必要がある、基準は、その価値の表現として景観の成り立ちを伝えるものである。

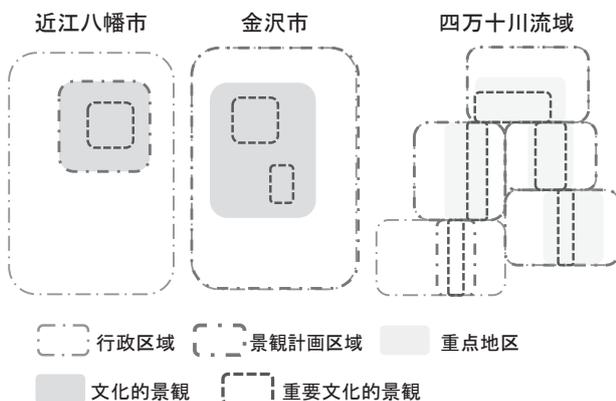


図7. 景観計画と文化的景観

現状では、景観計画と保存調査や保存整備計画がうまく連動しているものは少ないように思われる。重要文化的景観の選定が目的化すると、景観計画区域内に文化的景観があることを示すことや保全のために求められている基準を規定することが景観計画の目的となり、景観計画は十全に機能しない。景観計画を積極的に活用するならば、基準が何を意味しているのか、基準をどのように運用するのか、制度をどのようにつかって調整するのが重要である。文化的景観だけでなく、どのような地域においても、基準が景観をつくるのではない。

景観形成基準とは、地域の固有の景観を基準に読み替える試みであり、その基準の意味を伝えることが計画の役割である。とくに創造的に景観を保全するためには、変化を調整することが求められ、基準の意図するところを社会的に共有化することが、基準の実効性を高める運用につながる。

## (2) 変化と保全

文化的景観は「変化」を許容するしくみと言われる。では、文化的景観の保全とは何なのか。重要な構成要素が保存されれば、本質的な価値は保全されるのか。

生業や地域での生活の持続に伴う変化は多様である。生産技術の変化や需要への対応、生活の快適さを求めることにともなう建て替えや改修など、常に進化するが、その重層性のうえに現在の景観が生み出されている。多様な変化を続けても地域の風土や風土との折り合いが維持されているところもあれば、大きく改変されている地域もある。こうした変化と営みと風土との関係性が文化的景観の価値の持続には重要と考えられる。

変化を許容するというのは、変化を評価し、望ましい変化を見いだしていくことであろう。これは簡単ではない。まずは地域の人々の生活が持続的であることが必要である。高齢化が進む農山漁村であれば、生業により生計が成り立ち、新たな世代の暮らしが続くことであり、都市では、グローバル化や市場化が進むなかで、地域の中心性と固有の都市性を維持することである。変化は必然であるが、文化的景観という価値において、それが地域の風土との相互性を維持しているのか、歴史的な重層性の新たなレイヤーとなり得るのか、については、伝統的な文化財保全の概念から基準化することは難しい。

それは、2011年のUNESCO勧告（Recommendation on the Historic Urban Landscape）にも見られる。勧告では、歴史的都市景観は、文化的・自然的価値とその特性が歴史的に重層することにより生み出される都市的地域であり、歴史的な中心の範囲を超え、より広い都市的文脈と地理的環境を含むと認識されている。そのうえで、

歴史的都市景観への取組は、都市空間が動的であることを認識し、その社会的・機能的な多様性を促進しつつ、都市空間の生産的かつ持続可能な使い方を誘発し、生活環境の質を保全することを目標とする、としている。

景観保全の目標と社会的経済的開発を統合する考え方が変化への対応の背景にあり、歴史的都市景観の保全においては、その真実性（Authenticity）の維持から、完全性（Integrity）に対する変化のインパクトを評価しマネジメントする方向へと論点が移ってきている。

開発において、文化的多様性と創造性を重視することを基本とし、物的社会的変容を調整し、同時代的介入（働きかけ）を保障するしくみを提供することの必要性が認識されているが、その制度設計は難しい。勧告においても具体的な手法は見えない。変化と保全の調整は、進化的保全の基本であるが、そのためには地域の営みと生活が持続的であることが前提となる。

日本の文化的景観の保全においても、地域の「変化」をどのように評価するのかは、制度に内在する計画課題である。

## (3) 景観リテラシー

これまで、地域固有の風土における暮らし方や地域環境との折り合い方は、そこで生きていくための必要として、日常生活のなかで継承されてきた。景観を計画するとは、近代までは地域における暗黙知であった景観の成り立ちを、顕在化させていくことである。

日常の生活や祝祭、生産の技術や知恵、付き合いの規範、自然との付き合い方などが、景観に現れる。開発地域の営みと地域に固有の自然条件との相互作用など、景観を成り立たせている価値システムがある（図8）。これは地域の人にとっては当たり前のことであるが、地域外の人は知らない。景観リテラシーがないのである。地域ごとに景観リテラシーを獲得していくことが、景観の保全と創出には重要な課題と考える。

景観リテラシーとは、景観の成り立ちを知り、地域の景観を読み解くことができるということだけではなく、これまでの長い取組のなかで特定されてきた景観価値の考え方が地域の景観にどのように適用すべきなのかを考えることができることでもある。

近年の開発は市場性が優先され、地域で発生する変化は生産技術や性能の普遍化により地域性を意識させない。こうした開発や変化を地域のコンテキストにおいて評価し、調整するためには、地域の景観リテラシーが必要であろう。景観を計画するためには、景観リテラシーを学ぶ必要がある。景観まちづくりはその学びの場である。

景観価値は景観リテラシーを獲得するなかで見いださ

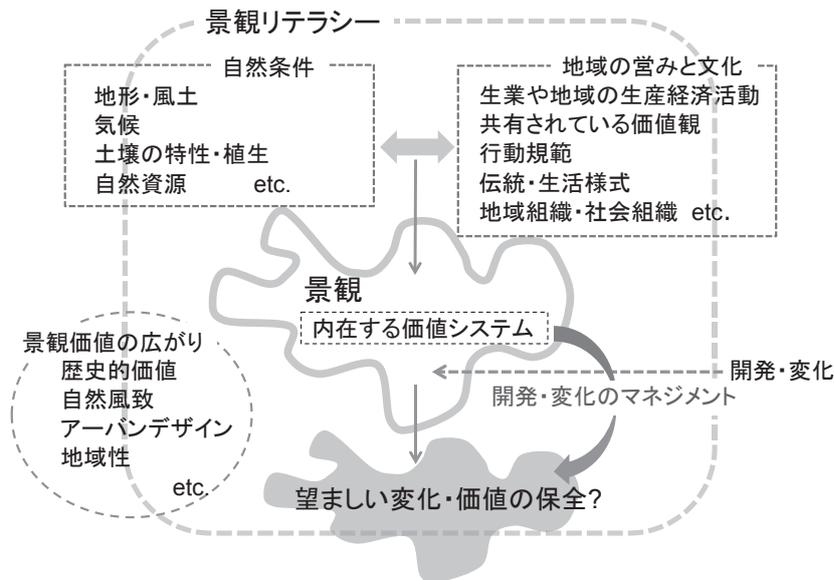


図8. 景観リテラシーの構成

れ、文化的景観における望ましい変化による新たな進化的型保全は、変化における風土と営みの関係性（内在する価値システム）の維持を評価するリテラシーの開発であろう。

【註】

- 1) 日本建築学会農村計画委員会・農山漁村景観保存小委員会では、Dynamic Authenticity（動的オーセンティシティ）という概念を提起し、「未来の景を育てる挑戦—地域づくりと文化的景観の保全」（技報堂出版：2011）を出版した。
- 2) 神奈川県真鶴町は1993年町まちづくり条例を制定し、そのなかで生活風景にもとづく「美の基準」を位置づけた。
- 3) 「国立景観訴訟」五十嵐敬喜・上原公子編著：公人の友社（2012）参照
- 4) 「美しい国づくり大綱」の前文では、「社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？」と問い、「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った」と反省している。
- 5) 東川町では、景観計画で50m以上の樹林地・並木の皆伐の届出を位置づけ、無秩序な山林の伐採と開発を管理している。景観と開発と環境保全は相互の関係している。
- 6) 小浦久子（2013）「景観と土地利用の相互性にもとづく景観計画の開発管理型運用の可能性」都市計画論文集Vol.48.No.3, pp585-590, 日本都市計画学会
- 7) 届出対象の付加は、景観法施行令第4条で「土地の開墾・土石の採取その他土地の形質変更」「木竹の植栽・伐採」「さんごの採取」「屋外における物件の堆積」「水面の埋立」「夜間照明」「火入れ」のうち必要な行為を条例で指定するとしている。
- 8) 文化庁文化財部記念物課監修「日本の文化的景観 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書」同成社、2005。文化庁文化財部記念物課監修「都市の文化と景観」

同成社、2010

- 9) 重要文化的景観区域に位置する尾張町を通る国道159号（旧北国街道）は拡幅が予定されているが、地域でのワークショップを重ね、拡幅廃止の方向で国道事務所（国交省）との協議中。
- 10) 四万十川条例では、鉱物の採掘・土石の採取、土地の形質の変更、建築物・工作物の新築・増改築、模様替え、色彩の変更、天然林の伐採、針葉樹の植樹、広告物、屋外における物品の集積、裸地の遮蔽、稜線の分断、天然林の保全、伐採計画について、基準を示し、届出を求めている。生態系や環境への配慮を含め河川空間の保全に総合的に対応してきている。

**Abstract:** Cultural landscape represents the inherent value system interdependent with the product of interactions between natural conditions and sets of local practices in time and space. When the inherent value system in the landscape is distinct and kept dominant in the community, the local landscape will likely be maintained in coherence with clear legibility. Thus the changes in the traditional society were autonomously moderated. This cannot be expected in the modern society and we have to make much effort to develop “landscape literacy”.

The working on Landscape Plan is the learning process to develop the landscape literacy and the Landscape Plan is the communication tool to inform the inherent value system as well as the legal regulation framework.

Cultural Landscapes are characterized of diversity of human activities in the villages and urbanized area. The conservation of Cultural Landscape cannot be achieved only by the regulations and standardization but also needs an understanding of the local context within a value system. Thus the linking of the Landscape Plan and Conservation Plan of Cultural Landscape is critical but not well considered so far in Japan.

Landscapes have been evolved in the process of inhabiting, and thus the question is how we could develop the practical scheme in a balanced manner of conservation and sustainability, and the management of developments with local community initiative would be essential.